

## 患者の権利と擁護

### 鶴岡協立リハビリテーション病院の理念

障害があっても人間としての尊厳を持って生きることを支援するリハビリテーション医療・介護をめざします。

### 基本方針

- 1 「住み続けられるまちづくり」をリハビリテーション医療・介護の分野で進めます
- 2 安全・安心のリハビリテーション医療、介護を実践します
- 3 患者様の人権を尊重します
- 4 医療の質の向上をめざします
- 5 生活の質の向上をめざします
- 6 無差別平等の医療・介護の実現をめざします
- 7 地域リハビリテーションを推進します
- 8 社会保障の拡充と平和な日本をめざします

これらを、患者・家族、共同組織、地域の方々と力を合わせて取り組みます

### 患者様の権利宣言

鶴岡協立リハビリテーション病院は、患者様の人権を尊重し、安全で質の高い医療・介護を提供します。同時に、患者様、組合員、地域住民全てのいのちをみんなで大切にし、支え合う、医療における民主主義と住民参加の保障をめざします。

患者様には、闘病の主体者として、以下の権利と責任があります。

- 1 知る権利  
病名、病状（検査の結果を含む）、予後（病気の見込み）、診療計画、処置は手術（選択の理由、その内容）、薬の名前や作用・副作用、必要な費用などについて、納得できるまで説明を受ける権利。セカンドオピニオンを受ける権利。
- 2 自己決定権  
納得できるまで説明を受けた後、医療従事者の提案する診療計画などを自分で決定する権利。
- 3 プライバシーに関する権利  
個人の秘密が守られる権利及び私的なことに干渉されない権利。
- 4 学習権  
病気やその療養方法および保健・予防について学習する権利。
- 5 受療権  
いつでも必要かつ十分な医療サービスを、人としてふさわしいやり方で受ける権利。医療保障の改善を国と自治体に要求する権利。
- 6 参加と共同  
患者様みずからが、医療従事者とともに力を合わせて、これらの権利を守り発展させる責任。